

## 鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)第30条に規定する調査基準価格及び第31条に規定する最低制限価格の算定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例によるほか、以下の例による。

- (1) 「土木工事」とは、主たる部分の積算を(4)のアからオまでの基準に基づき積算を行う工事をいう。
- (2) 「建築工事」とは、主たる部分の積算を(4)のカの基準に基づき積算を行う工事をいう。
- (3) 「低入基準価格」とは、鳥取県低価格落札者経営診断指導要領(平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知)に規定する経営診断受診指導及び低価格落札工事に係る履行保証制度等の運用について(平成15年2月18日付管第2609号県土整備部長通知)に規定する契約保証金の引き上げ等県が発注する建設工事の入札における低価格受注防止策の対象とするための基準となる価格をいう。
- (4) その他用語の定義は、原則として次の規程に定めるものをいう。
  - ア 土木工事標準積算基準書(鳥取県県土整備部)
  - イ 治山林道必携(積算・施工編)
  - ウ 土地改良工事積算基準
  - エ 港湾請負工事積算基準
  - オ 漁港漁場関係工事積算基準
  - カ 鳥取県公共建築工事積算基準(鳥取県総務部)
- (5) 直接工事費とは、工事目的物を造るために直接投入されたことが把握できる材料費、労務費、直接経費等の経費をいう。
- (6) 共通仮設費とは、工事目的物の施工に当たって使用される直接工事費以外の運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費等すべての経費をいう。
- (7) 現場管理費とは、直接工事費及び共通仮設費に係る経費以外の経費であって、現場の安全訓練等に要する費用、現場の事務用品費、現場の通信交通費等現場管理に要する経費をいう。
- (8) 一般管理費等とは、役員報酬、本支店の事務用品費、本支店の通信交通費等企業の事業の継続に必要な経費をいう。

(低入基準価格及び最低制限価格の設定権者)

第3条 低入基準価格及び最低制限価格の設定権者(以下「価格決定権者」という。)は、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の規定により当該建設工事の予定価格を決定する権限を有する者とする。

(低入基準価格及び最低制限価格の設定範囲)

第4条 低入基準価格は、次の表の左欄に掲げる発注工種に応じ、同表の右欄に掲げる請負対象設計金額の建設工事に対し設けるものとする。

発注工種	請負対象設計金額
建築一般	4億円以上
建築一般以外の発注工種	2億円以上

2 最低制限価格は、次の表の左欄に掲げる発注工種に応じ、同表の右欄に掲げる請負対象設計金額の建設工事(総合評価競争入札を行うものを除く。)に対し設けるものとする。

発注工種	請負対象設計金額
建築一般	250万円以上4億円未満
建築一般以外の発注工種	250万円以上2億円未満

3 前2項の規定にかかわらず、発注機関は、建設工事の内容等からみて必要があると認められるときは、発注機関が設置する資格審査委員会の承認を経て、前2項の規定と異なる取扱いを行うことができる。

(低入基準価格の算出方法)

第5条 低入基準価格は、次の各号に定める算定方法により、予定価格の3分の2以上の範囲内で定めるものとする。

(1) 次の表の第1欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄から第5欄までに掲げる額の合算額を算出する。

建設工事の種類	直接工事費 (A)	共通仮設費 (B)	現場管理費 (C)	一般管理費 (D)
土木工事	直接工事費× 0.97	共通仮設費× 0.90	現場管理費× 0.90	一般管理費× 0.55
建築工事	直接工事費× 0.92	共通仮設費× 0.85	現場管理費× 0.90	一般管理費× 0.55

(2) (1)に基づき合算された額から十万円未満を切り捨てる。

(3) (2)により端数処理した額を入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものをいう。以下同じ。)で除した割合を算出する。

(4) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を低入基準価格とする。

(3)の割合が3分の2以上の場合	(2)の規定により端数処理をした額に100分の108を乗じた額
(3)の割合が3分の2を下回る場合	予定価格に3分の2を乗じた額(小数点以下を切上げ)

(5) 前4号の規定により低入基準価格の算出が困難であると発注機関が認めた場合は、これらの規定にかかわらず、他の計算方法により低入基準価格を定めることができる。

(最低制限価格の算出方法)

第6条 最低制限価格は、次の各号に定める算定方法により、予定価格の3分の2以上の範囲内で定めるものとする。

(1) 別に定める方法により最低制限価格算定の基礎となる額を算出する。

(2) 前号の規定に基づき算出された額から請負対象設計金額が1千万円以上の建設工事の場合は十万円未満、請負対象設計金額が1千万円未満の建設工事の場合は1万円未満を切り捨てる。

(3) 前号の規定により端数処理した額を入札書比較価格で除した割合を算出する。

(4) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を最低制限価格とする。

(3)の割合が3分の2以上の場合	第2号の規定により端数処理をした額に100分の108を乗じた額
(3)の割合が3分の2を下回る場合	予定価格に3分の2を乗じた額(小数点以下を切上げ)

(低入基準価格の記載)

第7条 価格決定権者は、低入基準価格又は最低制限価格を入札(開札)までに予定価格調書に記載し、封書にし、入札の執行の直前まで施錠可能な金庫等に保管するなど確実な方法で保管しなければならない。ただし、電子入札による場合にあつては、書面の作成に代えて、低入基準価格又は最低制限価格を電子入札ファイルに記録するものとする。

(その他)

第8条 第6条第1号に規定する算定方法は公表しないものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月1日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年2月18日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成20年8月6日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月10日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成25年10月8日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事であつて、平成26年4月1日以降に引渡しを受けるものから適用する。

附 則

この改正は、平成28年8月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

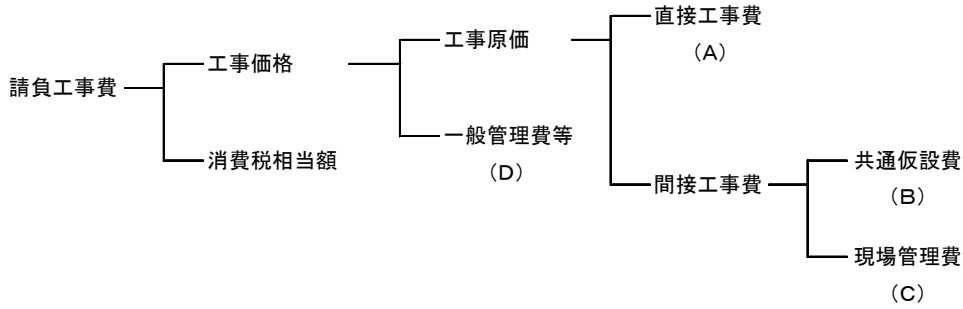
この改正は、平成29年5月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

<参考>

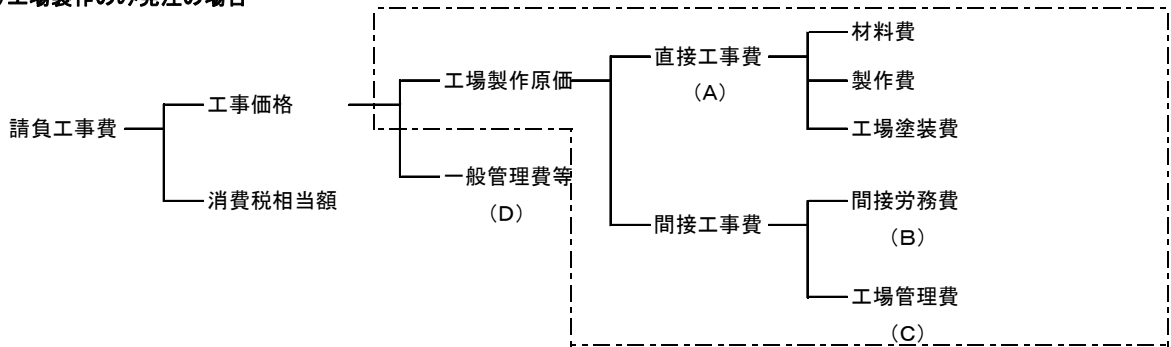
低入基準価格算出における区分について（第5条第1号表関係）

(1) 以下の例において、(A)を付したものは直接工事費に、(B)を付したものは共通仮設費に、(C)を付したものは現場管理費に、(D)を付したものは一般管理費にそれぞれ計上すること。

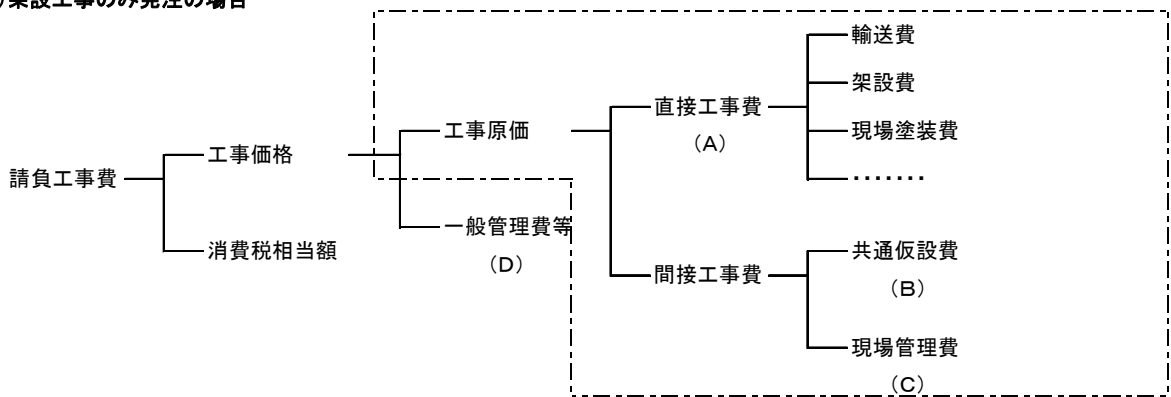
<一般的な工事の例>



<鋼橋製作を伴う工事>  
(イ)工場製作のみ発注の場合



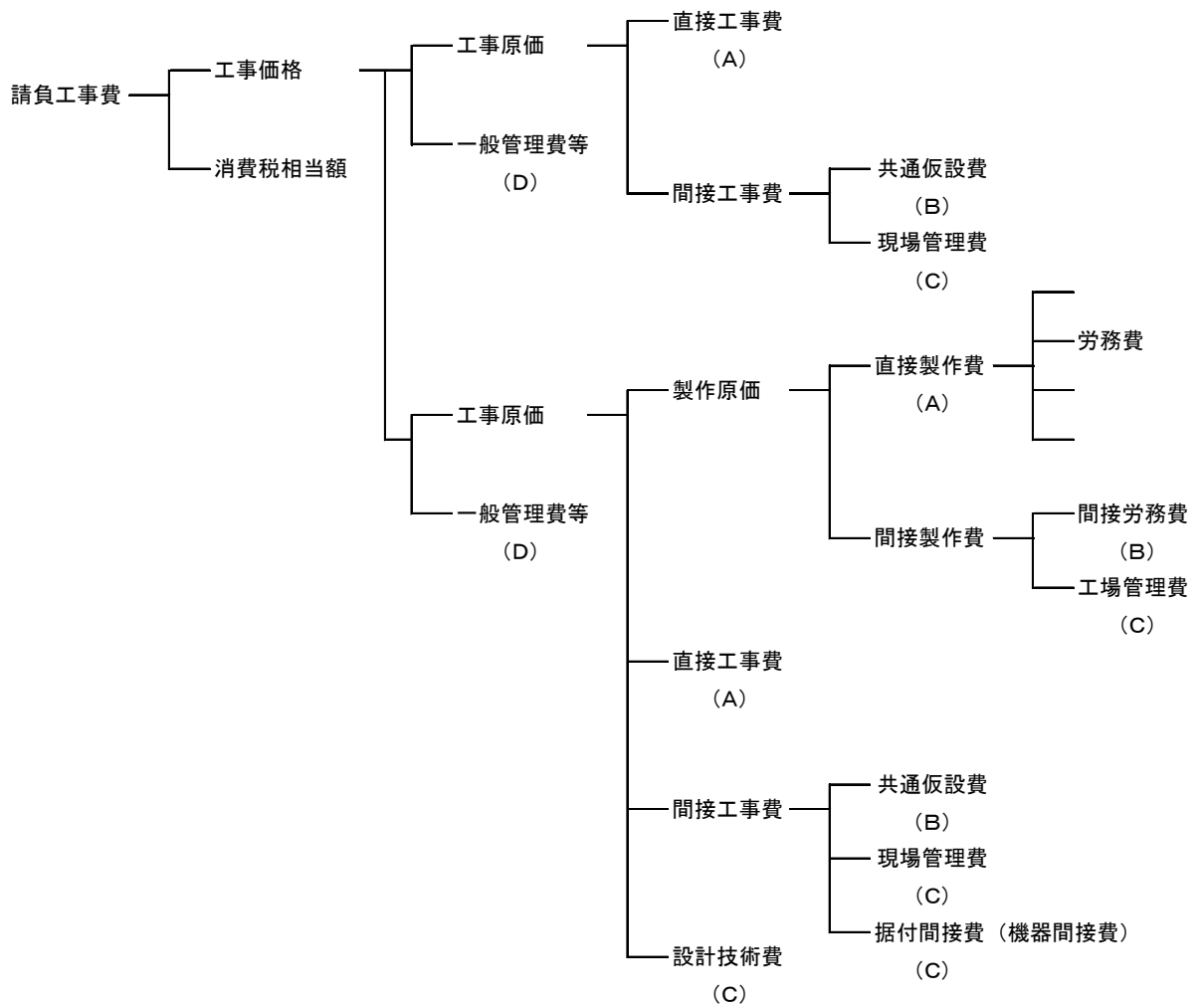
(ロ)架設工事のみ発注の場合



(ハ)工場製作から現場架設までを一括請負とする場合



<機器費を含む工事の例>



(2) その他特別なもので積算要素の性格上、計上先が不明確な場合は、別途県土総務課へ協議して、低入基準価格を算定する上で、いずれに計上するかを決定する。  
協議例)

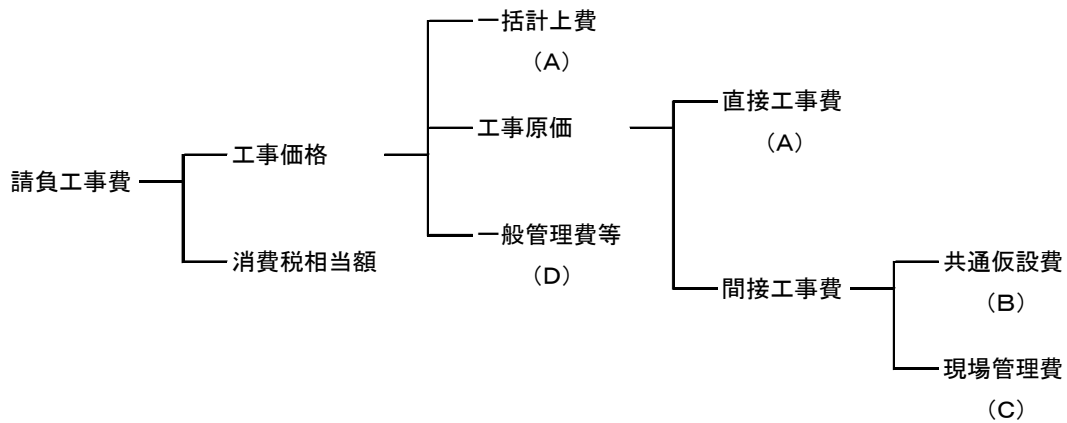
産廃税相当額・・・現場管理費として計上

※ 使用する積算システム又は体系によっては、計上の仕方により直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に含まれない費目が出てくる場合があるので、土木積算システム以外（農林関係、営繕関係等）を採用している場合は、注意する必要がある。

例) 一括計上費・・・土木積算システム上は、要素の性格にもよるが、共通仮設費に計上されるべきものでも、農林関係システムでは、共通仮設費に含まれていない。

機器費・・・下水道積算体系上は、直接工事費と別になるが、土木積算体系上は、直接工事費に含まれる。

＜一括計上費（起業者伐採費）を含む工事の例＞～農林関係システムを採用している場合



＜機器費を含む工事の例＞～下水道積算基準による積算体系をとっている場合

